

参加費
無料

まだ先の話では、もう遅い!

消費税軽減税率 対策セミナー

本年10月から消費税率が10%へ引き上げられることに伴い、飲食料品等の一部や新聞など軽減税率の対象となる品目の消費税については8%が適用されることになりました。軽減税率対象品目の売上げや仕入れのある課税事業者の方は、税率ごとの区分を追加した請求書発行や経理処理が必要となります。一方で、免税事業者の方であっても、課税事業者に対して軽減税率適用商品を販売する場合は対応が必要となります。

あらゆる事業者の方にとって影響のある消費税率引き上げ・軽減税率導入に向けて、注意すべきポイントやどのような対策を今から行うべきであるかを整理します。

直前になってから慌てるのではなく、早めの対策で逆風を追い風に変えて経営力を向上させましょう。

免税事業者の方も
他人事では
ありません!

講師

米田正美税理士事務所

税理士 米田 貴光 氏

仙台商工会議所エキスパートバンク
登録専門家

カリキュラム

- 軽減税率制度とは
- 変更となる事務処理
- 国の支援策
- 消費税転嫁の注意点と対策
- 適格請求書保存方式

日時 2019年 5月21日 火

13:30~15:00

会場 TKPガーデンシティ仙台勾当台
ホール2

(仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2F TEL 022-200-2613)

対象 中小企業及び小規模事業者

定員 60名 (先着順、定員になり次第締切)

申込方法▶下記 URL のお申込フォームより、必要事項をご入力の上送信してください。

お申し込みページ <https://www.sendaicci.or.jp/jinzai/20190521/>

申込み後に確認のメールをお送りいたします。一週間を経過しても確認のメールが届かない場合は、お手数ですが当所宛てにご連絡ください。

【申込締切】2019年5月14日(火) 受講をキャンセルされる場合は、必ず締切日までにご連絡ください。

お問い合わせ



仙台商工会議所

〒980-8414 仙台市青葉区本町2-16-12

仙台商工会議所 経営支援グループ

TEL 022-265-8127 Eメール seminar@sendaicci.or.jp